

罰則

罰則条項	違反の種別	違反の概要	罰則の内容
漁船法 第53条	法第4条第1項、第2項若しくは第6項又は第10条第1項の規定に違反した者	(1)建造、改造、転用許可を受けずに漁船の建造、改造、転用を行った者 (2)建造、改造、転用許可を受けた後、変更許可を受けずに許可内容を変更した者 (3)漁船登録を受けずに船舶を漁船として使用した者	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
漁船法 第55条	法第15条、第16条、第17条第1項若しくは第2項又は第20条の規定に違反した者	(1)漁船の船内に漁船登録票を備え付けないで漁船を運航したり操業した者 (2)漁船に漁船登録番号を表示しない者 (3)変更登録を受けないで登録内容を変更した者 (4)漁船の所有者と使用者が異なる場合において、登録内容の変更を所有者に通知しない使用者 (5)漁船登録が失効したり、取消された場合において漁船登録票を青森 県知事に返納しない者 (6)漁船の所有者と使用者が異なる場合で、漁船登録が失効したり、取消された場合において、漁船登録票を所有者に返還しない使用者 (7)漁船登録が失効したり、取消された場合において、漁船に表示された漁船登録番号を抹消しない者	30万円以下の罰金
	法第50条第1項の規定による当該職員の立入り又は検査を拒み、妨げ、又は忌避した者		
小型漁船の総トン数の測度に関する政令第4条	政令第1条第1項又は第3項の規定に違反したとき	(1)漁船の総トン数測度を受けなかったとき (2)漁船の総トン数を変更したときに総トン数測度を受けなかったとき	20万円以下の罰金
小型漁船の総トン数の測度に関する省令第5条	省令第4条の規定に違反したとき	(1)漁船の船首両舷に船名を標示(縦横各10センチメートル以上の国字)しなかったとき (2)船名の変更が生じたときに、変更登録の日から14日以内にその標示を改めないとき。	2千円以下の罰金